

## 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の現金を給付します。

問合せ先

役場福祉課福祉係  
☎ 574・2214

▽住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金のお知らせは、議会だより

議会だより

役場だより

## 高額介護合算療養費について

国保後期高齢者医療制度のお知らせ

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎ 011・290・5601  
役場福祉課福祉係  
☎ 574・2214

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療と介護サービスの自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が医療保険および介護保険から支給されます。  
なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。国保・後期のみで対象見込みの方へ申請案内を送付します。  
○医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。  
○国保と後期の医療費は同一世帯でも合算されません。(社会保険の方も同様です。)  
○支給額が500円以下の場合には支給されません。

## 1年間の自己負担限度額表

(1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日)

70歳未満(後期加入者除く)	所得区分	自己負担額の合計の限度額
	所得 901万円超世帯	212万円
	所得 600万円超 901万円以下世帯	141万円
	所得 210万円超 600万円以下世帯	67万円
	所得 210万円以下世帯	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

70歳以上及び後期加入者	負担割合	区分		自己負担額の合計の限度額	
		現役並み所得者世帯	課税所得		
3割	III	課税所得 690万円以上	212万円		
			II	課税所得 380万円以上	141万円
			I	課税所得 145万円以上	67万円
	一般(課税世帯)	課税所得 145万円未満	56万円		
1割	住民税非課税世帯	区分II(※1)	31万円		
		区分I(※2)	19万円		

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Iに該当しない方  
※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受領額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

## 国民年金からのお知らせ 国民年金保険料の割引制度をご存知ですか?

保険料の納付は、口座振替や前納がおすすめです

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎ 0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎ 574・2213

自営業・学生など第1号被保険者が納める令和3年度の保険料は月額1万6,610円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

### 口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。

毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

### 前納

6か月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。クレジットカード納付や納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。また、2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の定額保険料額の比較表(令和3年度金額)

納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	19万5,780円	19万9,320円	3,540円割引
口座振替	6か月	9万8,530円	9万9,660円	1,130円割引
口座振替	1年	19万5,140円	19万9,320円	4,180円割引
口座振替	2年	38万2,550円	※39万8,400円	1万5,850円割引

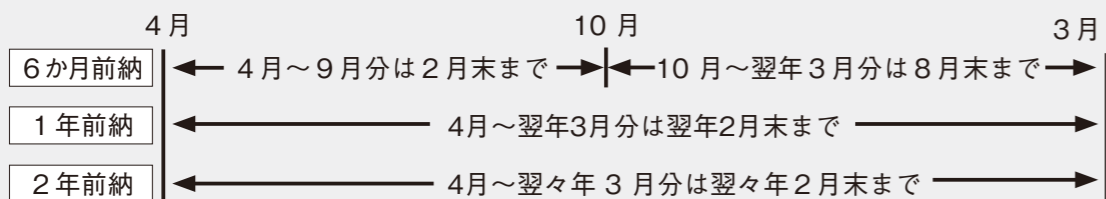
※令和4年度の保険料額は、令和4年2月下旬に告示される予定ですので、若干変動があります。

## お申し込みは簡単!

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。

※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にございます。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。  
(申込み書類に不備等があれば、期限までに間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きください)



- 令和4年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関または帯広年金事務所に提出してください。
- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。
- 現金での2年前納を希望される場合は、事前に申出が必要です。詳しくは、日本年金機構帯広年金事務所(☎0155-25-8113)へお問合せください。